

広島県告示第六百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十九年六月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成十九年六月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

虫道廿日市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
廿日市市玖島字南川上一三〇番一地从先から 廿日市市玖島字北川上八五四番地先まで	一四・八〇〇 三一・〇〇〇	四・〇〇〇 〇・四〇〇		四一五・一〇	拡幅 不用物件延長 六・九〇メー トル